

亀山市告示第124号

亀山市開発行為審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市開発行為審査要綱の一部を改正する告示

亀山市開発行為審査要綱（平成17年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、市の健全な発展と住みよいまちづくりを図るため、法令に別段の定めがあるもののほか、開発行為の適正な審査及び指導に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、<u>亀山市環境保全条例（平成17年亀山市条例第105号。以下「条例」という。）</u>の目的に<u>の</u>と<u>り</u>、市の健全な発展と住みよいまちづくりを図るため、法令に別段の定めがあるもののほか、開発行為の適正な審査及び指導に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め</p>

るところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為のうち同法第29条の許可を要するもの及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定するもの並びに亀山市環境保全条例（平成17年亀山市条例第105号）第2条第6号に該当するものをいう。

[(2) 略]

- (3) 公共施設 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設をいう。

- (4) 公益施設 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年亀山市条例第98号）第2条第2号に規定する所定のごみ集積所をいう。

- (5) 文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項各号に掲げるもの及び同法第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地をいう。

- (6) 通学路 亀山市立小中学校の通学路の指定等に関する要綱（平成24年12月1日施行）第2条に規定す

るところによる。

- (1) 開発行為 条例第2条に規定する開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第2条第1号に規定する宅地開発事業を含む。）をいう。

[(2) 略]

- (3) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。

- (4) 公益施設 水道、社会福祉、教育、交通、環境事業等の用に供する施設をいう。

- (5) 文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げるもの及び埋蔵文化財をいう。

[号を加える。]

る通学路をいう。

(7) 生物の多様性 生物多様性基本法
(平成20年法律第58号) 第2条
第1項に規定する生物の多様性をい
う。

(開発行為計画書)

第3条 事業者は、開発行為を行うときは、土地所有者その他権利者の同意書並びに隣接地権者、関係地区代表者及び水利団体等利害関係者との協議書を添えて、市長に開発行為計画書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号から第4号までに規定するもので市長が軽微なものと認めた開発行為を行うときは、開発行為計画書の提出を省略することができる。

[項を削る。]

[項を削る。]

2 [略]

3 事業者は、第1項の規定により提出

[号を加える。]

(開発行為計画書)

第3条 事業者は、開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例第2条第1号に規定する宅地開発事業に限る。)を行うときは、土地所有者その他権利者の同意書並びに隣接地権者、関係地区代表者及び水利団体等利害関係者との協議書を添えて、市長に開発行為計画書（様式第1号）を提出するものとする。

2 市長は、環境保全上特に必要と認める場合は、前項の開発行為を除く開発行為を行う事業者について、前項の規定により開発行為計画書等を提出させることができる。

3 開発行為計画書に係る工事の設計については、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例のほか関係法令等の技術基準に適合したものでなければならない。

4 [略]

5 事業者は、第1項及び第2項の規定

した開発行為計画書の内容を変更しようとするときは、開発行為変更計画書（様式第2号）を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更については、開発行為変更計画届出書（様式第3号）の提出をもってこれに代えることができる。

（公共施設等の協議）

第4条 事業者は、第3条第1項の開発行為計画書及び同条第3項の開発行為変更計画書（以下「開発行為計画書等」という。）に基づき、関連する公共施設及び公益施設（以下「公共施設等」という。）の整備、管理方法、費用の負担その他の必要な事項について、公共施設等の管理者（以下「管理者」という。）及び開発行為、文化財、通学路若しくは生物の多様性を所管する課又は室（以下「開発行為等を所管する課等」という。）と協議しなければならない。

[2 略]

3 前条第1項ただし書の規定により開発行為計画書の提出を省略したときは、前2項の規定は、適用しない。この場合において、管理者及び開発行為等を所管する課等は、開発行為に対する意見を述べることができる。

（開発行為に関する同意書）

により提出した計画書の内容を変更しようとするときは、開発行為変更計画書（様式第2号）を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更については、開発行為変更計画届出書（様式第3号）の提出をもってこれに代えることができる。

（公共施設等の協議）

第4条 事業者は、第3条第1項、第2項及び第5項の規定により提出した開発行為計画書及び開発行為変更計画書（以下「開発行為計画書等」という。）に基づき、関連する公共施設及び公益施設（以下「公共施設等」という。）の整備、管理方法、費用の負担その他必要な事項について、公共施設等の管理者（以下「管理者」という。）と協議しなければならない。

[2 略]

[項を加える。]

（開発行為に関する同意書）

第5条 市長は、第3条第1項及び第3項の規定により提出された開発行為計画書等に同意するときは、事業者が開発行為に関する同意書（様式第5号）をもって通知するものとする。

（被害の補償）

第7条 事業者は、開発行為の施工に際し、災害の防止、文化財の保護、自然環境及び景観の保全その他住民の生命並びに財産の保護のために協力し、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、開発行為の施工に起因する災害その他住民に与えた損害については、その責めを負わなければならない。

3 事業者は、開発行為の施工に起因する公共施設等の破損については、管理者の指示に基づいて自己の費用で原形に復さなければならない。

[条を削る。]

[条を削る。]

第5条 市長は、第3条第1項、第2項及び第5項の規定により提出された開発行為計画書等に同意するときは、事業者が開発行為に関する同意書（様式第5号）をもって通知するものとする。

（環境の保全及び被害の補償）

第7条 事業者は、開発行為の施行に際し、災害の防止、文化財の保護、自然環境及び景観の保全その他住民の生命並びに財産の保護のため最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、開発行為の施行に起因する災害その他住民に与えた損害については、その責めを負わなければならない。

3 事業者は、開発行為の施行に起因する公共施設等の破損については、管理者の指示に基づいて自己の費用で原形に復さなければならない。

（保証金に関する契約）

第9条 事業の早期完成を保証するため、主としてレジャー施設等の用に供する目的で開発行為を行う事業者は、第5条の同意があった後、工事着手前に保証金に関する契約書（様式第10号）を締結し、速やかに市にその保証金の全額を納付しなければならない。

（保証金の返還）

第10条 前条の規定において、開発行

(公共施設等の維持管理)

第9条 [略]

[条を削る。]

[条を削る。]

為に関する工事の検査済証等の交付があったときは、市長は、納付された保証金の全額を利子を付けずに返還しなければならない。ただし、事業者が正当な理由がなく開発行為が実施不能になった場合及び事業者がこの告示を遵守していないと認められたときは、この限りでない。

(公共施設等の維持管理)

第11条 [略]

(緑化の推進)

第12条 条例第2条第2号の開発行為のうち、主として建築物の建築の用に供する目的で開発行為（分譲宅地及び分譲住宅に係るものを除く。）を行う事業者は、法令等により別に定めがある場合を除き、開発区域に開発区域の面積の3%以上の緑地を適正に配置し、かつ、当該緑地に植樹を行い、開発区域の緑化の推進に努めなければならない。

(文化財の保護)

第13条 事業者は、あらかじめ亀山市教育委員会に開発区域内における文化財有無確認調査依頼書（様式第11号）を提出し、その保護について協議するものとする。

2 事業者は、開発区域内において埋蔵文化財の発掘調査等を実施する必要がある

<p>(用水の確保) <u>第10条</u> [略]</p> <p>(排水処理) <u>第11条</u> [略]</p> <p>(その他) <u>第12条</u> [略]</p>	<p><u>あると亀山市教育委員会が認めたときは、発掘調査事業に協力しなければならない。</u></p> <p>(用水の確保) <u>第14条</u> [略]</p> <p>(排水処理) <u>第15条</u> [略]</p> <p>(その他) <u>第16条</u> [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第10号及び様式第11号を削る。

附 則

この告示は、令和7年5月26日から施行する。